

とする。また、当該患者に代理人がいる場合で、代理人が当該患者の面接に立ち会うことを申し出たときは、その立ち会いを認めなければならないものとする。

(3) 事前の準備

意見聴取を行うに当たって、あらかじめ用紙を面接による意見聴取を受ける者に送付し、記載を求めるものとする。

イ 委員による診察について

審査会は、審査をするに当たって、必要に応じて、請求の対象となつた入院中の患者の同意を得たうえで、指定医である委員により診察を行つことができる。

ウ 診療録その他の帳簿書類の提出

対象となつた入院中の患者の診療録その他の帳簿書類の提出を命じる」ことができる。

合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

ア 関係者からの意見聴取等について

合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求めることができる。

- ① 当該患者
- ② 請求者
- ③ 病院管理者又はその代理人
- ④ 当該患者の主治医等
- ⑤ 当該患者の保護者等

また、前記③及び④の者に対しては報告を求める」とができる。

イ 審問

合議体は審査をするに当たって、必要に応じて以下の者に対して出頭を命じて審問することができる。

- ① 病院管理者又はその代理人
- ② 当該患者の主治医等
- ③ その他の関係者

ウ 関係者の意見陳述について

請求者、病院管理者若しくはその代理人及び合議体が認めたその他の者は、合議体の審査の場で意見を陳述することができる。なお、請求者が当該患者である場合には、(1)による意見聴取により十分意見が把握できており、合議体が意見聴取をする必要がないと認めた場合にはこの限りでないが、当該患者に弁護士である代理人がおり、当該患者が当該代理人による意見陳述を求めた場合には、合議体は当該代理人に審査の場で意見を述べる機会を与えるなければならない。

(3) 合議体での審査に関するその他の事項

ア 都道府県知事に対する報告収集等の要請について

合議体は、審査をするに当たって、特に必要と認める場合には都道府県知事に対し、法第三十八条の六に基づく報告収集等を行うことを要請すること、及び指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、その結果については、報告を求めることができる。なお、合議体が当該審査の後の一定期間経過後の当該患者の状態確認が必要と判断したときも同じこととする。

イ 合議体における資料の扱いについて

合議体における資料については、これを開示しないものとする。ただし、請求者が当該患者であつて弁護士である代理人がいる場合に、その代理人が意見を述べるうえで必要とするときは資料を開示するものとする。

合議体への審査結果の通知

審査会は、審査終了後速やかに都道府県知事に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

ア 退院の請求の場合

- ① 引き続き現在の入院形態での入院が適当と認められる」と
- ② 他の入院形態への移行が適当と認められること
- ③ 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行する」ことが適当と認められること
- ④ 入院の継続は適当でないこと
- ⑤ 合議体が退院の請求を認めない場合であつても、当該請求の処遇に關し適当でない事項があるときは、その処遇内容が適当でないこと

前記通知には理由の要旨を付すものとする。

なお、別途、審査結果について、都道府県知事、当該患者が入院する精神科病院の管理者、及び当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

イ 処遇の改善の請求の場合

- ① 処遇は適当と認める」と
- ② 処遇は適当でない」と、及び合議体が求める処遇を行つべきこと

ア 別途、審査結果に付して、都道府県知事に対して参考意見を述べる」とができる。

4 都道府県知事の行う事後処理について

(1) 請求者等に対する結果通知

都道府県知事は、3(1)ア(1)及び⑤に規定する者に対して、速やかに審査の結果（請求者に対しては理由の要旨を付す。）及びこれに基づき採った措置を通知するものとする。

(2) 資料及び記録の保存

審査の資料及び議事内容の記録については、少なくとも五年間は保存するものとする。

(3) その他の事項

合議体での審査の結果、退院等の請求が適当との判断がなされた場合、都道府県知事はおおむね一ヶ月以内に、当該病院管理者が採った措置を確認するものとし、当該措置について審査会に報告する」とする。

5 その他退院等の請求の審査に関して必要な事項

(1) 退院等の請求の審査中に、請求者から請求を取り下げたいとの申し出が書面又は口頭により都道府県知事になされた場合、又は当該患者が病院から退院した場合は、審査会はそれにより審査を終了する。

ただし、特に審査会が取り下げ前または当該患者の退院前の入院等の通告の審査を行う必要があると認められた場合はこの限りではない。

(2) 退院等の請求が都道府県知事になされた場合、当該患者の入院形態が他の入院形態に変更された場合であつても、その請求は入院形態にかかわらず有効とみなして審査手続きを進めるものとする。また、退院の請求には現在受けている処遇の改善の請求を含むものとして取り扱うことができる。

(3) 都道府県知事は、請求を受理してからおおむね一ヶ月、やむを得ない事情がある場合にはおおむね三か月以内に請求者に対し、審査結果及び理由の要旨を通知するよう努めるものとする。

(4) 処遇の改善の請求のうち、当該請求が法第十三条又は第三十七条に基づく厚生労働大臣の定める処遇の基準その他患者の人権に直接係わる処置に関する請求以外の請求である場合には、前記手続きのうち、2(2)、3(1)、(2)ア、イ、ウを省略し、直ちに審査を行つことができる。

(5) 退院の請求がなされた場合においても、合議体における審査の結果、当該患者の処遇、社会復帰への指導方法、その他当該患者への適切な医療の提供のために合議体が必要と認める措置がある場合には、その旨を都道府県知事に通知するものとする。また、必要に応じて、当該患者が入院する精神科病院の管理者、当該患者の治療を担当する指定医、及び当該患者の保護者と協議することができる。

6 電話相談の取扱について

都道府県知事は、精神科病院に入院中の患者から電話相談を受けたときは、その内容及び対応を次の回の審査会に報告するものとする。合議体は、当該電話相談のうち口頭による退院等の請求として認めることが適当と判断される事例については、都道府県知事に対して当該電話相談を退院等の請求として受理するよう求めることができる。その場合、次の合議体の審査において当該請求を審査することとする。

V 定期的報告等の審査について

1 合議体での審査等について

(1) 合議体が行つ審査のための事前手続

ア 資料の送付

審査会は、当該審査を行う合議体の委員に対して事前に当該審査資料を送付し、検討を依頼する。

(2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

ア 関係者からの意見聴取等について

合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求める」とができる。

① 当該患者  
② 病院管理者又は代理人  
③ 当該患者の主治医等

イ 審査

V 退院の請求の場合の3(1)イに準じる。

ウ 診療録その他の帳簿書類の提出

ウ 退院の請求の場合の3(1)ウに準じる。

(2) 合議体の審査時における関係者からの意見聴取等

ア 関係者からの意見聴取等について

合議体は、審査をするに当たって、必要に応じて以下の関係者に対して意見を求める」とができる。

① 当該患者  
② 病院管理者又は代理人  
③ 当該患者の主治医等

イ 審査

V 退院の請求の場合の3(2)イに準じる。

(3) 合議体での審査に関するその他の事項

ア 入院時の審査の取扱について

入院時の届出の審査に当たっては直近の合議体で審査を行つ等、迅速かつ適切な処理を行ふべき旨意するものとする。

イ 都道府県知事に対する報告微取等の要請について

審査会は、合議体の審査に当たって必要な場合、及び合議体の審査の結果から必要と認める場合に

は、都道府県知事に対し、法第十八条の六の規定に基づく実地審査を行うよう要請すること、及びその実地審査について指定医である合議体委員の同行を求めることができる。また、当該精神科病院に対して都道府県知事が行う実地指導に指定医である合議体委員の同行を求めることができる。

(4) 審査結果の都道府県知事への通知

審査会は、審査終了後速やかに都道府県知事に対して、次に示した内容の結果を通知するものとする。

① 現在の入院形態での入院が適当と認められること  
② 他の入院形態への移行が適当と認められること  
③ 合議体が定める期間内に、他の入院形態へ移行することが適当と認められるうこと  
④ 合議体の定める期間経過後に、当該患者の病状、処遇等について報告を求めることが適当である」と

⑤ 入院の継続は適当でないこと

⑥ 当該患者の入院中の処遇について適当でない事項が認められるときはその処遇内容が適当でない」と

前記通知には理由の要旨を付すものとする。

なお、別途、合議体は、審査結果について、都道府県知事に対する参考意見、及び当該患者が入院する精神科病院の管理者又は当該患者の治療を担当する指定医に対する参考意見を述べることができる。

(5) 資料及び記録の保存

審査の資料及び議事内容の記録については、少なくとも五年間は保存するものとする。

2 都道府県知事からの病院管理者等への通知

V その他

1 実地指導との連携について

審査会は、精神科病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期的報告を審査する責務を負つものであり、審査会は、その責務を全うするために都道府県の実施する精神科病院の実地指導と適切な連携をとるものとする。

① 審査会が都道府県の実施する実地指導に同行を求める指定医である委員は、一精神科病院につき三名以内とする。

② 都道府県職員は、実地指導を行つた際に入院患者から入院の維持又は処遇に関して不適切な態勢があることを聽取したとき、当該患者に対して審査会への退院等の請求手続きをとることを助言するところである。その場で請求の意思を明確に述べる者については口頭による請求として受理するものとする。

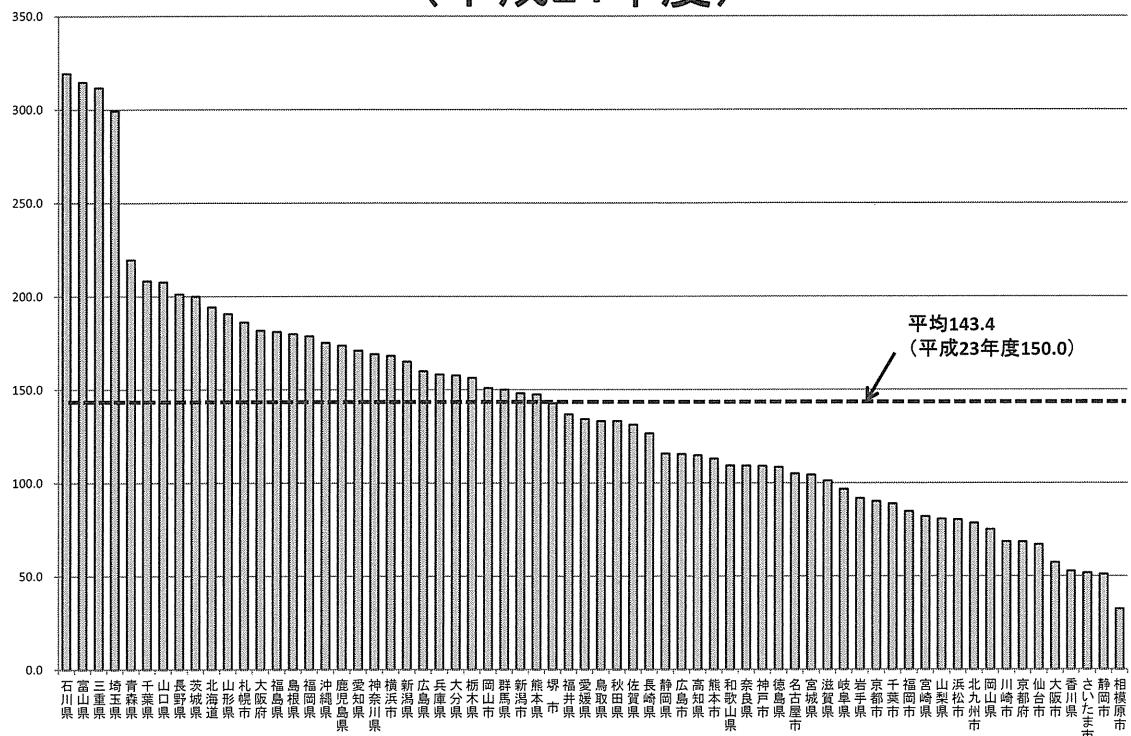
2 指定医の適正な職務執行の確保について

都道府県知事は審査会の過程において、当該患者の入院する精神科病院に勤務（非常勤を含む）する指定医がその職務に関し不適切な行為を行つたことが明らかとなつたときは、その内容等について精

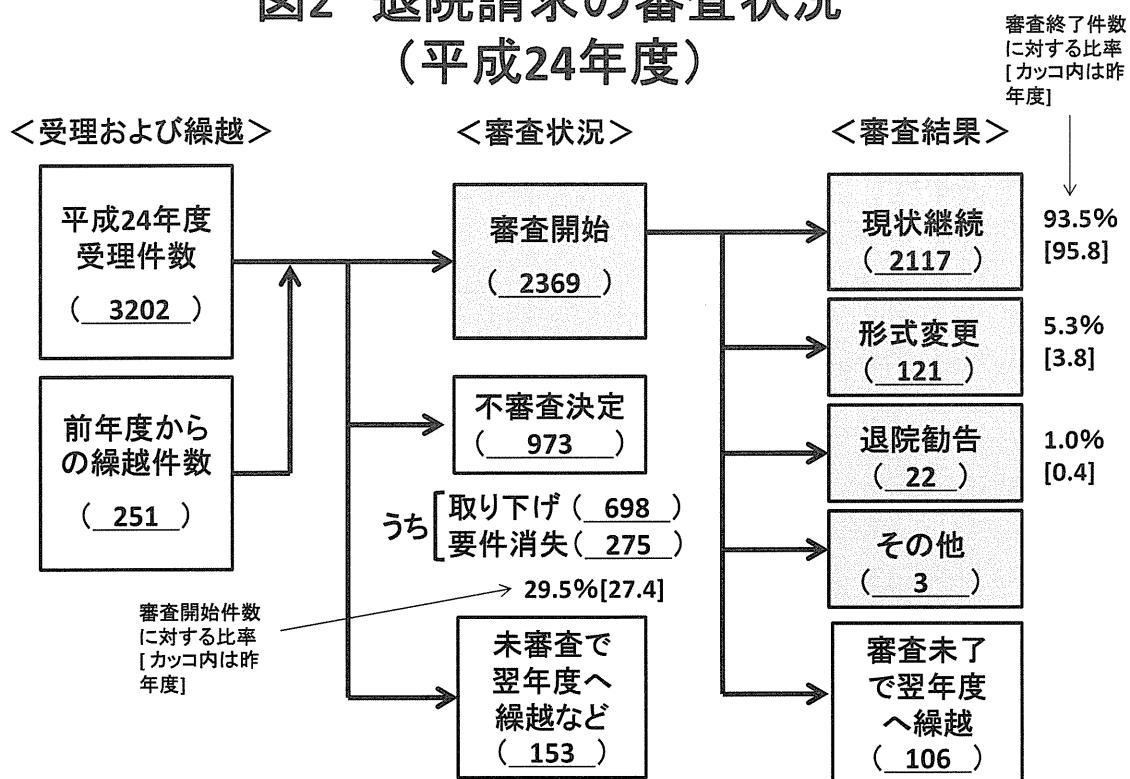
査をし、必要に応じて、法第十九条の二第四項に基づき厚生労働大臣に通知しなければならないこととする。

第十六条及び第十七条 削除

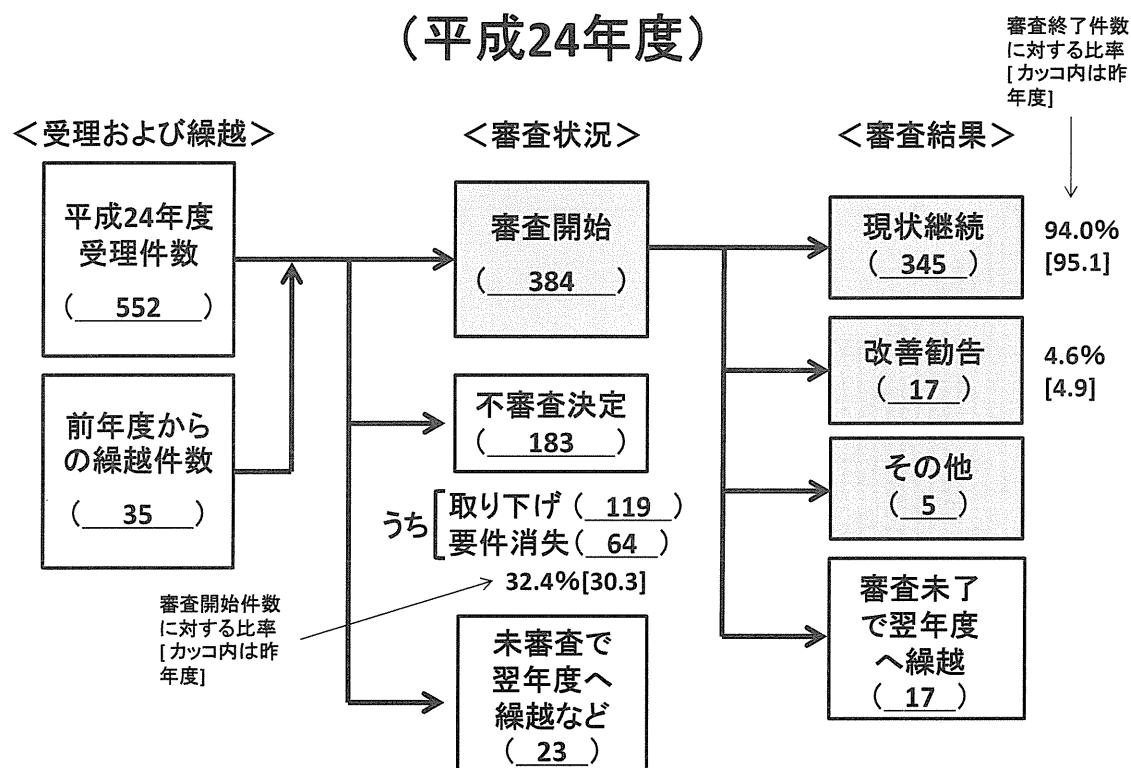
**図1 合議体1回当たり書類審査件数  
(平成24年度)**



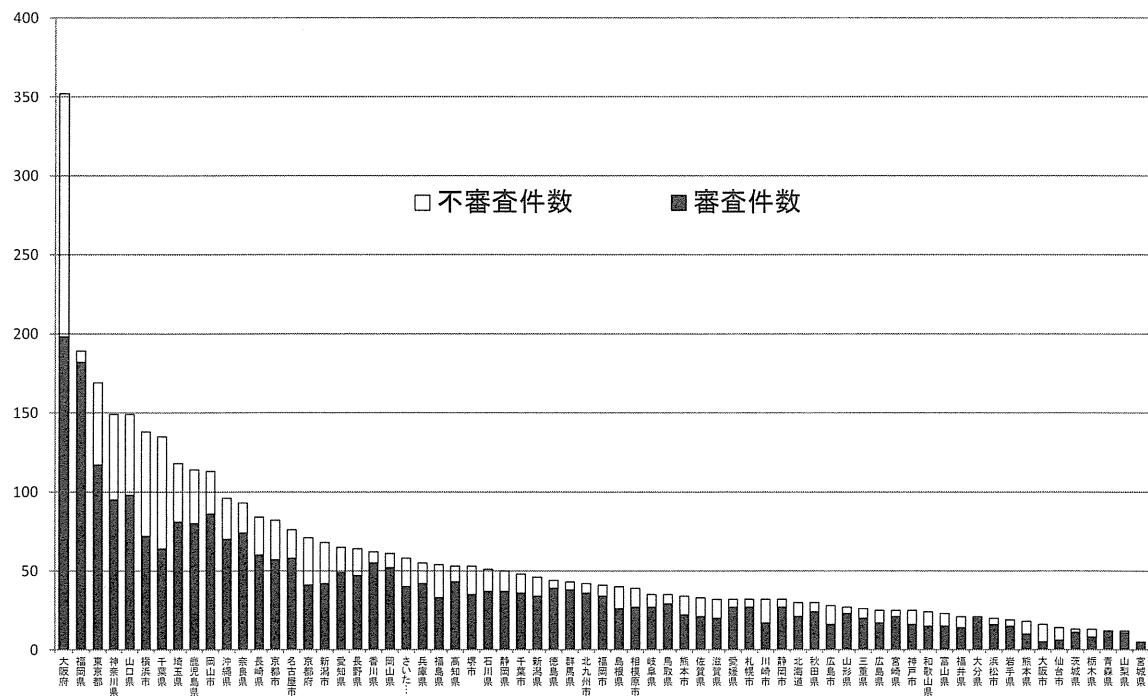
**図2 退院請求の審査状況  
(平成24年度)**



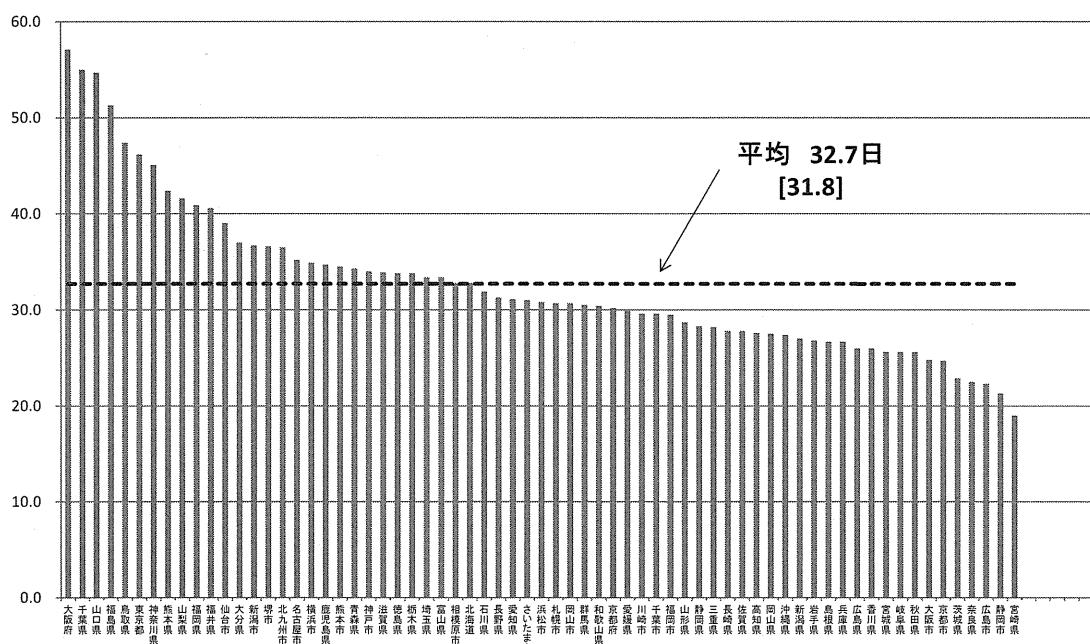
**図3 処遇改善請求の審査状況  
(平成24年度)**



**図4 退院・処遇改善請求の審査状況  
(平成24年度)**

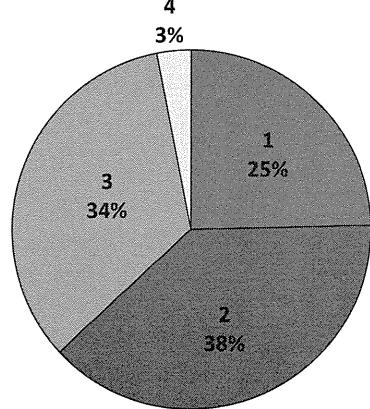


**図5 請求受理から審査結果通知までの日数  
(平成24年度)**



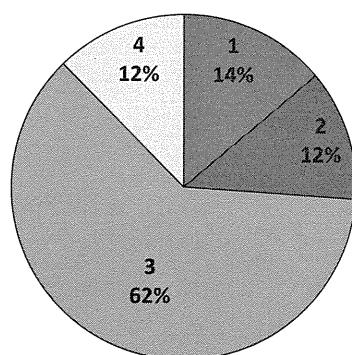
**図6 運営要綱(その1)**

1. 予備委員の配置ができると明記  
されているか?



- 1.他の合議体委員の兼任以外にも予備委員の配置が認められている
- 2.他の合議体委員の兼任のみに限定されている
- 3.予備委員の規定がない
- 4.その他

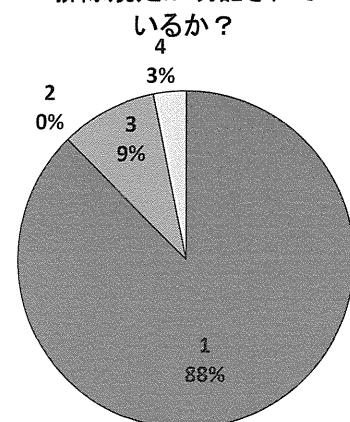
2. 各委員の定数は最新の規定  
(医療委員2名以上、法律・有識者  
委員各1名以上)になっているか?



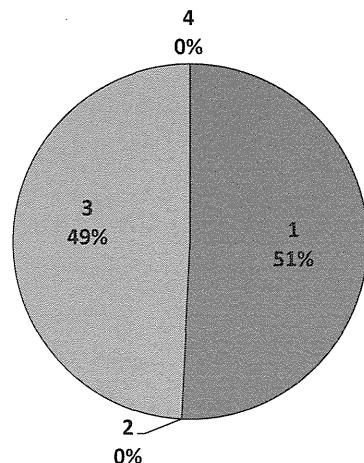
- 1.最新の規定になっている(「精神保健福祉法の定めの通り」でもよい)
- 2.医療委員3名、法律・有識者委員各1名の旧規定のまま
- 3.委員定数の規定がない
- 4.その他

## 図7 運営要綱(その2)

3. 審査における関係者委員の  
排除規定が明記されて  
いるか？



4. 電話による口頭受理ができると明記  
されているか？

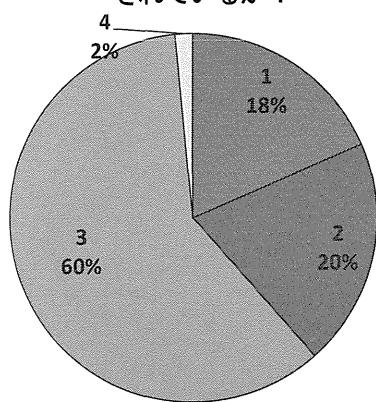


- 1. マニュアル通りに(入院者の病院の管理者、勤務医、今回の入院で診察した指定医、保護者、3親等内の親族、後見人、補佐人、代理人)明記されている
- 2. マニュアル通りではないが、明記されている
- 3. 明記されていない
- 4. その他

- 1. 明記されている
- 2. 書面受理に限定されている
- 3. 受理様式の規定がない
- 4. その他

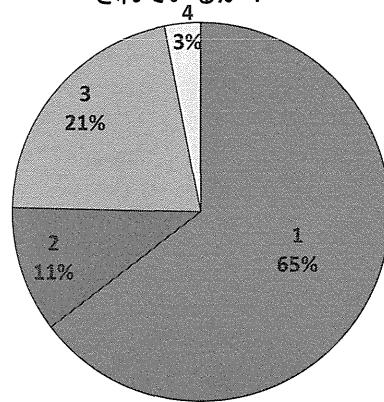
## 図8 運営要綱(その3)

5. 事前資料の準備書面が明記  
されているか？



- 1. マニュアル通りに(措置診察診断書、医療保護入院届、定期病状報告書、退院等の請求資料、実地指導資料)明記されている
- 2. 様式を定めて準備書面の提出規定が明記されている
- 3. 準備書面の提出規定が明記されていない
- 4. その他

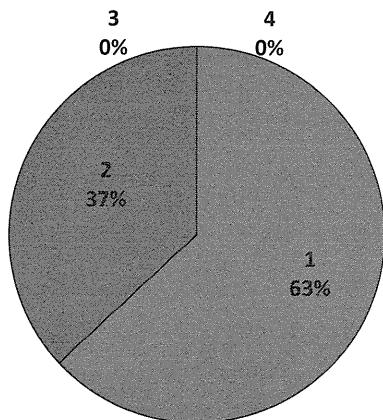
6. 意見聴取を行う委員が明記  
されているか？



- 1. マニュアル通りに2名以上(うち1名は医療委員)と明記されている
- 2. マニュアル通りではないが明記されている
- 3. 意見聴取委員について明記されていない
- 4. その他

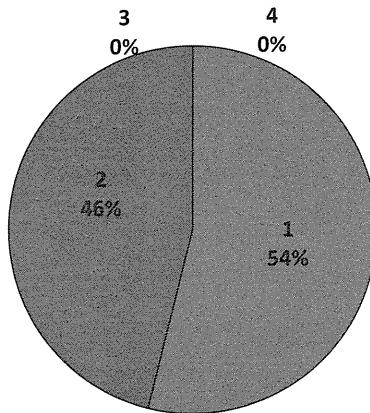
## 図9 運営要綱(その4)

7. 関係者による意見陳述権の告知義務が明記されているか？



- 1. 明記されている
- 2. 明記されていない
- 3. その他

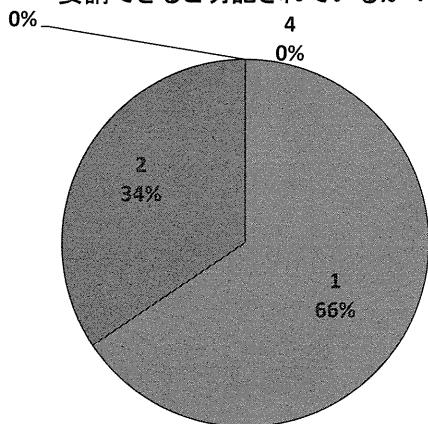
8. 審査会の審問権が明記されているか？



- 1. 明記されている
- 2. 明記されていない
- 3. その他

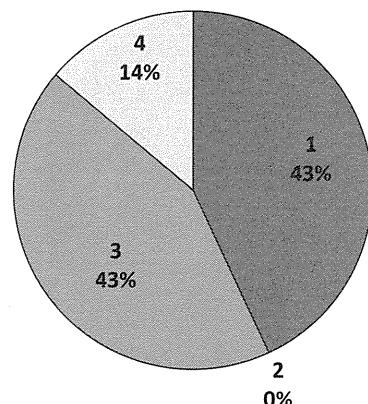
## 図10 運営要綱(その5)

9. 知事に対して報告徴収の発動を要請できると明記されているか？



- 1. 明記されている
- 2. 明記されていない
- 3. その他

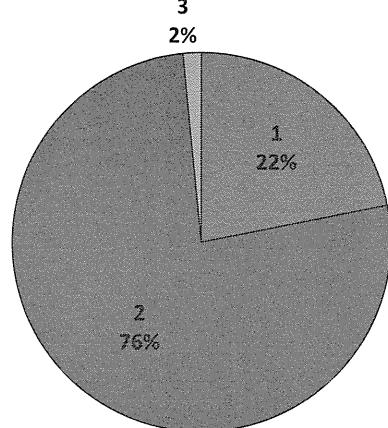
10. 退院請求の結果は5通りであることが明記されているか？



- 1. マニュアル通りに5通り(現状継続、入院形態変更、期限付き入院形態変更、退院、処遇不適切)明記されている
- 2. 3通りのみ(現状継続、入院形態変更、退院)明記されている
- 3. 審査結果の種類が明記されていない
- 4. その他

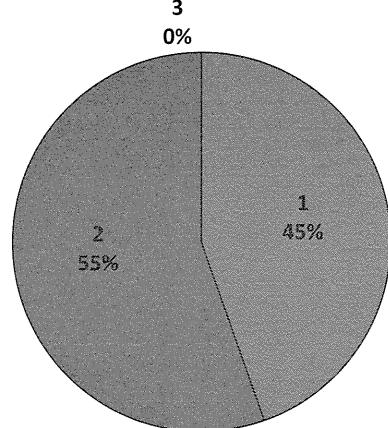
## 図11 運営要綱(その6)

11. 現状継続以外の場合、管理者による措置を1ヶ月以内に確認することが明記されているか？



1. 明記されている  
2. 明記されていない  
3. その他

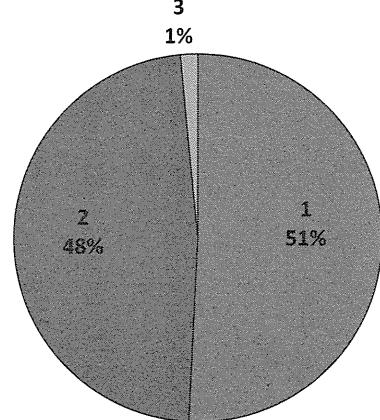
12. 請求取り下げ・要件消失で審査は終了するが、それ以前の入院の適否判断ができることが明記されているか？



1. 明記されている  
2. 明記されていない  
3. その他

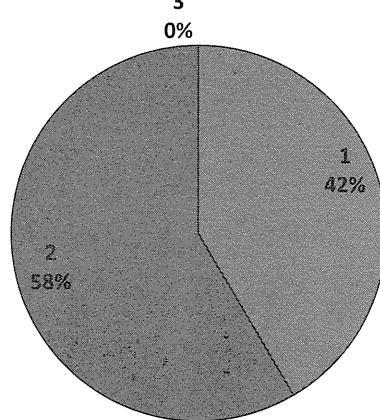
## 図12 運営要綱(その7)

13. 入院形態変更後も退院等の請求審査が継続されることが明記されているか？



1. 明記されている  
2. 明記されていない  
3. その他

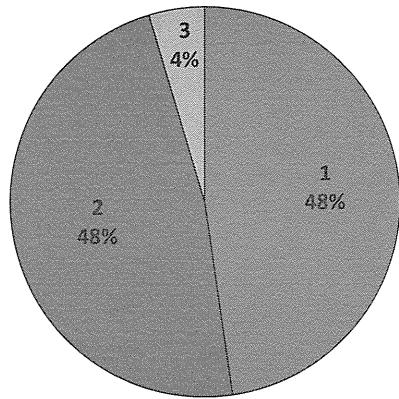
14. 退院請求には処遇改善請求が含まれることが明記されているか？



1. 明記されている  
2. 明記されていない  
3. その他

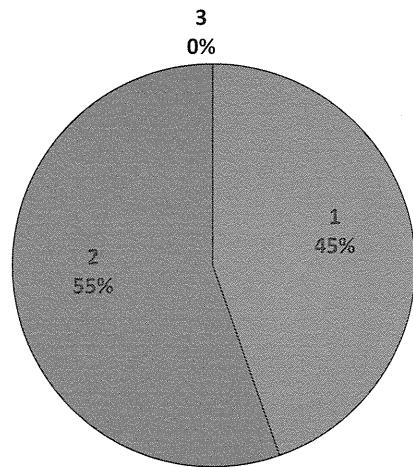
## 図13 運営要綱(その8)

15. 適切な医療提供のための措置を知事に通知すること、および管理者等と協議できることが明記されているか？



- 1.明記されている
- 2.明記されていない
- 3.その他

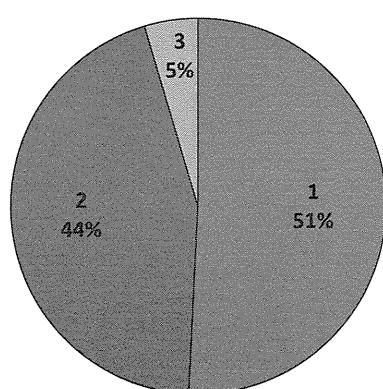
16. 書類審査でも関係者を審問できることが明記されているか？



- 1.明記されている
- 2.明記されていない
- 3.その他

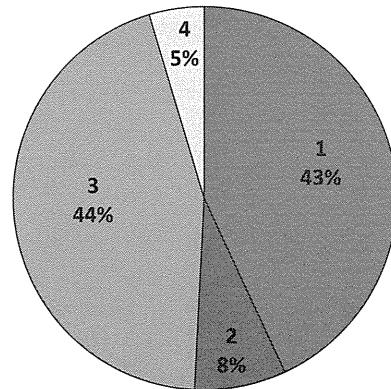
## 図14 運営要綱(その9)

17. 実地審査の要請および医療委員の同行が可能であることが明記されているか？



- 1.明記されている
- 2.明記されていない
- 3.その他

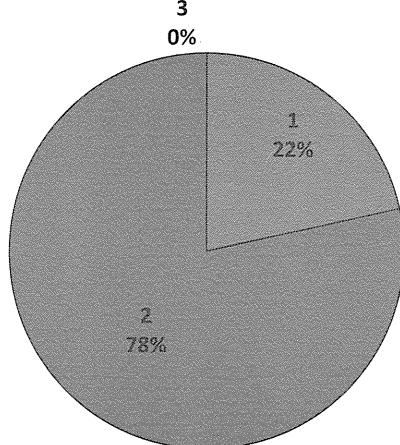
18. 書類審査の結果が6通りであることが明記されているか？



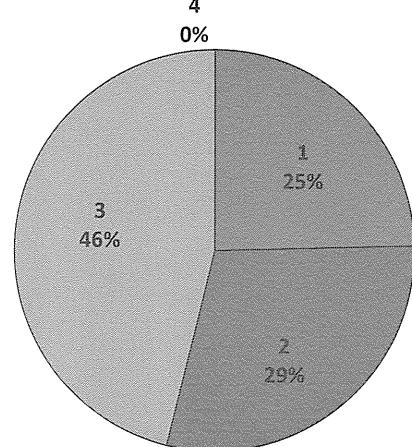
- 1マニュアル通りに6通り(現状継続、入院形態変更、期限付き入院形態変更、再報告、退院、処遇不適切)明記されている
- 2.6通り以下(現状継続、入院形態変更、退院など)が明記されている
- 3.審査結果の種類が明記されていない
- 4.その他

## 図15 運営要綱(その10)

19. 現状継続以外の場合、知事が必要な措置を講じ、関係者に通知することが明記されているか？



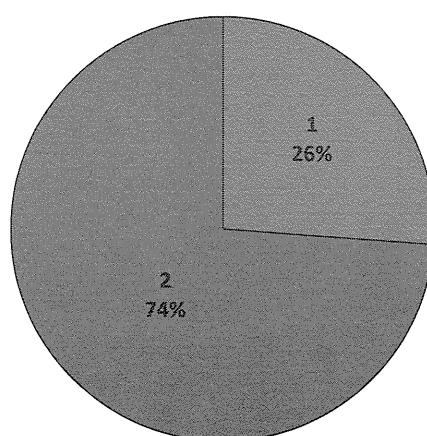
20. 実地指導との連携が明記されているか？



1. マニュアル通りに(医療委員が実地指導に同行できること、および実地指導において退院等の請求を助言すること)明記されている
2. マニュアル通りではないが、明記されている
3. 実地指導との連携について明記されていない
4. その他

## 図16 運営要綱(その11)

21. 審査会が指定医の不適切行為を把握した場合、知事は内容を精査し、厚生労働大臣に通知する義務のあることが明記されているか？



1. 明記されている
2. 明記されていない

図17 請求審査件数および  
対書類審査比率(%)の推移

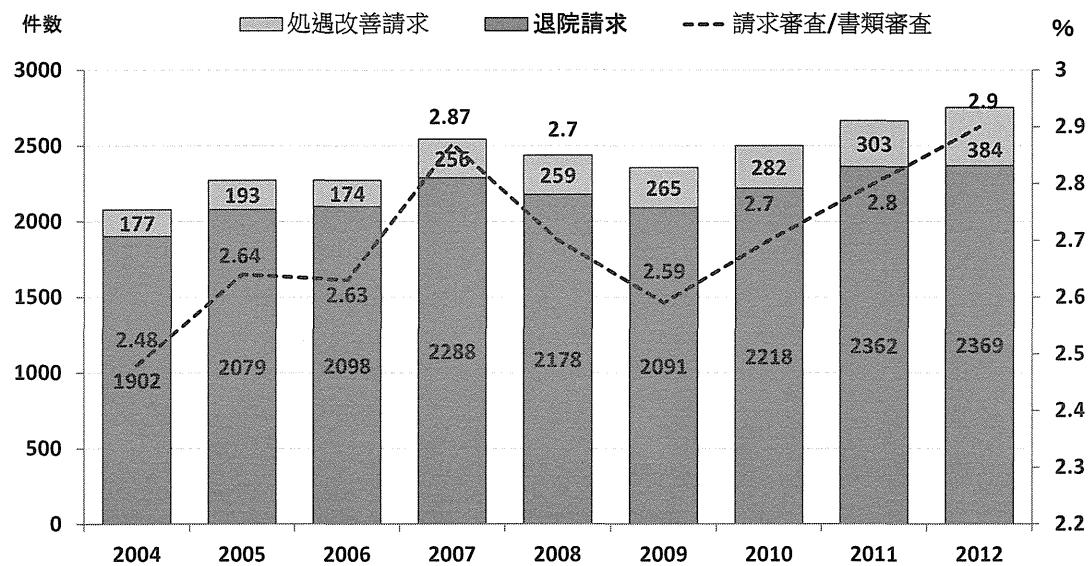
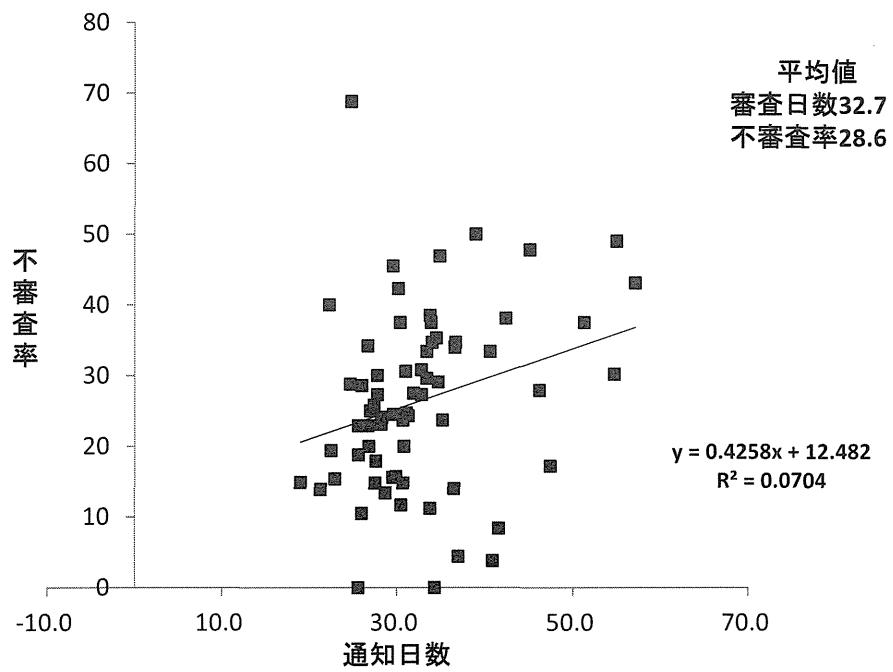


図18 審査日数と不審査率の相関  
(24年度)



**平成 25 年度 「新たな地域精神保健医療体制の構築のための実態把握および活動の評価等に関する研究」  
研究班名簿**

<b>研究代表者</b>	竹島 正	(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
<b>研究分担者</b>	立森 久照 森川 将行 久保野恵美子 丸田 敏雅 栗田 主一 河崎 建人	(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 堺市こころの健康センター 東北大学大学院法学研究科 東京医科大学精神医学講座 (地独)東京都健康長寿医療センター研究所 河崎会水間病院／全国精神医療審査会連絡協議会
<b>研究協力者</b>	浅井 邦彦 東 司 安藤久美子 家原 敏彰 磯部 哲 井藤 佳恵 稻垣 宏樹 井上雄一郎 臼田謙太郎 大澤日登美 大塚 俊弘 岡崎 伸郎 岡田 幸之 岡村 豊 菊池安希子 金田一正史 黒田 安計 小泉 典章 柑本 美和 河野 稔明 鴻巣 泰治 後藤 基行 佐々木英司	静和会浅井病院 天心会小阪病院 (独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 京都府中丹東保健所 慶應義塾大学大学院法務研究科 (地独)東京都健康長寿医療センター研究所 (地独)東京都健康長寿医療センター研究所 三重県こころの健康センター (独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 千葉県松戸健康福祉センター 長崎県県央保健所 (独)国立病院機構仙台医療センター (独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 (地独)東京都健康長寿医療センター研究所 (独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 千葉県精神保健福祉センター さいたま市保健福祉局保健部 長野県精神保健福祉センター 東海大学大学院実務法学研究科 (独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 埼玉県立精神保健福祉センター (独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所 埼玉県川口保健所

佐藤雄一郎	東京学芸大学教育学部
下田 陽樹	(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
白川 教人	横浜市こころの健康相談センター
杉山 美香	(地独)東京都健康長寿医療センター研究所
田辺 等	北海道立精神保健福祉センター
千葉 華月	北海学園大学法学部
千葉 潜	青仁会青南病院
土山幸之助	大分県こころとからだの相談支援センター
道垣内弘人	東京大学大学院法学政治学研究科
永岡 秀之	島根県立こころの医療センター
中島 豊爾	(地独)岡山県精神科医療センター
長沼 洋一	東海大学健康科学部社会福祉学科
永野貫太郎	第二東京弁護士会
中村 征人	愛知県知多保健所
新美 芳樹	厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策室
西 大輔	(独)国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所
平田 豊明	千葉県精神科医療センター
古田 光	(地独)東京都健康長寿医療センター精神科
益子 茂	東京都立中部総合保健福祉センター
町野 薫	上智大学生命倫理研究所
松浦 玲子	大阪府立精神保健福祉センター
松原 三郎	松原愛育会松原病院
松村 英幸	根岸病院
松本ちひろ	東京医科大学精神医学講座
的場 由木	NPO 法人自立支援センターふるさとの会
三木恵美子	横浜法律事務所
八尋 光秀	西新共同法律事務所
山下 俊幸	京都府立洛南病院
山田 全啓	奈良県葛城保健所
吉澤 雅子	東京弁護士会
四方田 清	順天堂大学大学院スポーツ健康科学研究科

(50 音順)

---

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）

「新たな地域精神保健医療体制の構築のための  
実態把握および活動の評価等に関する研究」

平成 25 年度 総括・分担研究報告書

発 行 日 平成 26 (2014) 年 3 月

発 行 者 「新たな地域精神保健医療体制の構築のための実態把握  
および活動の評価等に関する研究」

研究代表者 竹島 正

発 行 所 独立行政法人 国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所  
〒187-8553 東京都小平市小川東町 4-1-1  
TEL : 042-341-2712(6209) FAX : 042-346-1950

---

かえる  
かわる

精神保健医療福祉の  
改革ビジョン研究ページ  
[www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/vision/index.html](http://www.ncnp.go.jp/nimh/keikaku/vision/index.html)

2013/705PA (2/2)

---

---

厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業  
**新たな地域精神保健医療体制の構築のための  
実態把握および活動の評価等に関する研究**

平成25年度 総括・分担研究報告書 2/2

研究代表者 竹島 正  
平成26(2014)年3月

---

---

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業

新たな地域精神保健医療体制の  
構築のための実態把握  
および活動の評価等に関する研究

平成 25 年度 総括・分担研究報告書 2/2

研究代表者 竹島 正

平成 26 (2014) 年 3 月

## 目 次

III. 研究成果の刊行に関する一覧表

IV. 研究成果の刊行物・別刷

V. 資料

精神保健福祉資料 平成 23 年度 6 月 30 日調査の概要

### III. 研究成果の刊行に関する一覧表